

「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求めることについて

要 旨

「介護職員待遇改善交付金事業」は平成23年度末で終了となる。厚生労働省では当該事業に代えて、処遇改善に相当するものを介護報酬に組み込むことを検討しているが、介護保険料の引き上げ・利用料の増大に結び付くこと、事業者の判断により職員の処遇改善に結びつかないおそれがあることから反対である。「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める。

理 由

平成24年4月に介護報酬の改定が予定されており、厚生労働省介護保険部会で審議がされているところです。超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足が深刻で、その待遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度、麻生内閣によって創設された「介護職員待遇改善交付金事業」は、平成23年度末で終了するものとなっています。来年度の介護報酬改定の審議の中で、この「介護職員待遇改善交付金事業」を継続するのかどうか大きな焦点になっています。

厚生労働省は、介護職員の処遇改善に相当するものを介護報酬に組み込むことを考えているといわれています。私たちは、次の2つの理由から、税金を投入している現在の「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求めます。

第一に、介護報酬の中に組み込めば、介護報酬の約2%に相当するといわれています。当然、介護保険料の引き上げ、利用料の増大に結びつきます。

第二に、介護職員の待遇改善はいまだ改善された状況になく、離職者が依然として高い状況が続いています。また、事業者は介護職員の確保に苦慮しています。介護報酬に組み込んだ場合、職員の処遇改善に結びつく保障がなくなります。介護報酬のアップ分を処遇改善に充てるか否かは事業者の判断次第ということになってしまいます。

以上の趣旨から、「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める国への意見書を、地方自治法第99条にもとづき提出していただきますよう陳情いたします。

平成23年10月17日

陳 情 者 秋田市中通6丁目2-1
秋田県医療労働組合連合会
執行委員長 中 村 秀 也

大仙市議会議長 鎌 田 正 様